



沖縄県議会議長

赤嶺ノボル

県議会報告書

Speaker Okinawa Prefectural Assembly Japan

Noboru Akamine



あいさつ

県民の皆様におかれましては、日頃から沖縄県議会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本県議会は二元代表制の一翼を担う、県民意思を代表する機関として、県政の重要課題解決のため真摯に議論を交わし、執行部に対して政策提言を行うとともに、沖縄県を取り巻く様々な諸問題や頻発する米軍関係の事件・事故等に対し、時宜に応じて意見書等を議決し関係要路へ要請を行うなど、県民の負託に応えるべく積極的な活動を展開しております。

去る令和5年2月定例会におきましては、2月14日から3月30日までの45日間にわたり、令和4年度補正予算案、令和5年度当初予算案、また電力料金高騰対策に向けた令和5年度補正予算案など、合計61議案を審議しました。

本会議における代表質問および一般質問では、電気料金の高騰対策や、政府が進める南西地域の防衛力強化、ヘイトスピーチ防止条例案など、様々な課題に関して、全議員48名中42名が登壇し、真摯な質疑が交わされました。これは他県と比較しても、質・量ともに充実したものであると自負しております。

新年度予算案については、各常任委員会での予算調査、予算特別委員会における知事への総括質疑などを実施した上で、3月30日の本会議において令和5年度一般会計当初予算8,613億9,500万円、令和5年度一般会計補正予算案67億7,600万円が可決されました。

今後とも、県議会が県民の負託と信頼に応えることが出来ますよう、円滑で公正な議会運営に誠心誠意努めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県議会議長 赤嶺 昇

皆様の積極的なご提言をお待ち致しております。
又、行政相談等お困りのときは、お気軽にご連絡下さい。
どちらからお伺いさせていただきます。

議員
事務所

〒901-2114
沖縄県浦添市安波茶3丁目5番2号

(内部資料)

赤嶺ノボル
連絡先

携帯090-2586-4722
MAIL noborunoboru777@yahoo.co.jp

赤嶺ノボル議長公務記録

令和5年1月～3月

1月

- 4日 式典(年始式_県議会事務局)
- 4日 表敬(年始挨拶_県漁連)
- 4日 式典(『2023年新春の集い』_連合沖縄)
- 4日 式典(沖縄観光新春の集い_沖縄観光コンベンションビューロー)
- 4日 要請(2巡目国体に関する要請_沖縄県スポーツ協会)
- 4日 表敬(年始挨拶_JA沖縄中央会)
- 4日 式典(令和5年糸満市新年祝賀会_糸満市)
- 5日 式典(令和5年浦添市消防出初式_浦添市消防本部)
- 5日 訪問(台北那覇事務所王処長)
- 5日 式典(2023年浦添市新年祝賀会_浦添市)
- 5日 式典(沖縄建設新春の集い_沖縄建設業協会)
- 6日 式典(令和5年商工会合同新年会及び受賞祝賀会_沖縄県商工連合会)
- 6日 式典(令和5年沖縄市新年祝賀会_沖縄市)
- 10日 表敬(第十一管区海上保安本部一線本部長)
- 10日 式典(令和5年南部地区新年懇親会_南部市町村会・市町村議長会)
- 14日 式典(沖縄県食生活改善推進員連絡協議会30周年記念式典_沖縄県食生活改善推進員連絡協議会)
- 15日 式典(復帰50周年沖縄音楽コンサート_沖縄県)
- 18日 陳情(『不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書』の採択を求める陳情_おきなわ子どもの多様な学びを考える会)
- 18日 式典(令和5年新年賀詞交歓会_沖縄県税理士会)
- 19日 式典(離島フェア2022開会式_沖縄県離島振興協議会)
- 19日 式典(第31回暴力団追放沖縄県民大会並びに暴力団壊滅浦添市民総決起大会_暴力団追放沖縄県民会議)
- 19日 式典(土地開発公社創設50周年記念式典_沖縄県土地開発公社)
- 19日 表敬(沖縄地区税関_望月税関長)
- 20日 陳情(南城市道整備と重複する玉城那覇自転車道の早期整備を求める要請_南城市議会)

- 20日 現場視察(R4緑化コンクール会長視察_沖縄県緑化推進委員会)
- 20日 式典(令和5年沖縄県スポーツ協会表彰式_沖縄県スポーツ協会)
- 21日 式典(R4緑の育樹祭_沖縄県緑化推進委員会)
- 21日 式典(第136回社の賑わい沖縄_JTB)
- 22日 式典(海上自衛隊第5航空群 音楽の夕べ)
- 23日 表敬(陸上自衛隊地方協力本部長就任挨拶)
- 23日 陳情(国際定期便運行再開支援事業の継続、早期検疫体制の見直しに向けた国への要請_那覇空港国際線連絡協議会)
- 25日 会議(第174回全国都道府県議会議長会総会)
- 26日 式典(沖縄観光感謝の集い2023in東京_沖縄観光コンベンションビューロー)
- 28日 式典(第48回沖縄県保育研究大会_沖縄県社会福祉協議会)
- 30日 陳情(電力値上げ反対に関する陳情_沖縄県婦人連合会)
- 30日 式典(令和5年『新春の集い』_沖縄県産業資源循環協会)
- 31日 要請(危機的状況にある八重山圏域人工透析医療体制への早急な支援を求める意見書_石垣市議会)
- 31日 会議(第50回沖縄振興開発金融公庫運営協議会)
- 31日 表敬(現会長及び次期会長挨拶_ハワイ沖縄連合会)

- 7日 式典(R5北方領土返還要求全国大会_内閣府)
- 13日 要請(建築設計等業務委託の最低制限価格引き上げに関する要望_沖縄県建築士事務所協会)
- 13日 会議(沖縄県町村議会議長会第52回定期総会_沖縄県町村議会議長会)
- 14日 本会議(開会日)
- 16日 式典(沖縄県民生委員児童委員協議会発足50周年 第31回沖縄県民生委員児童委員大会_沖縄県民生委員児童委員協議会)
- 21日 代表質問(1日目)
- 22日 代表質問(2日目)
- 24日 代表質問(3日目)
- 27日 一般質問(1日目)
- 28日 一般質問(2日目)
- 28日 各会派代表者会議
- 28日 要請(大棟龍頭飾りの復元にあたって壺屋陶器事業協同組合への発注要請_壺屋陶器事業協同組合等)

2月

- 1日 式典(緑の募金出発式_沖縄県緑化推進委員会)
- 2日 九州議長会沖縄視察(陸上自衛隊那覇駐屯地視察、第十一管区海上保安本部視察)
- 3日 九州議長会沖縄視察(キャンプシュワブ視察、嘉手納基地視察(道の駅)、普天間基地視察(宜野湾市役所屋上)、宜野湾市との意見交換)
- 4日 式典(北方領土返還要求第41回県民大会_北方領土返還要求沖縄県連絡協議会)
- 5日 現地視察(特別国体冬季大会アイスホッケー決勝_表彰式)

3月

- 1日 一般質問(3日目)
- 1日 各派代表者会
- 2日 一般質問(4日目)
- 5日 式典(『南洋群島慰霊の旅・軌跡と継承の集い』_国際旅行社)
- 9日 本会議(補正・先議採決)
- 9日 陳情(会計年度任用職員の任期延長に関する陳情_沖縄県労連)
- 17日 本会議(補正予算追加提案)
- 17日 式典(北方領土に関する全国スピーチコンテスト内閣府北方対策大臣賞受賞報告会_北方領土返還要求沖縄県連絡協議会)
- 22日 常任委員会
- 22日 式典(緑の募金贈呈式_琉球銀行)
- 22日 表敬(第十一管区海上保安本部長)
- 23日 常任委員会
- 28日 第7回世界のウチナンチュ大会第5回実行委員会
- 29日 報告(包括外部監査報告_外部監査委員)
- 30日 本会議(閉会日)
- 31日 報告(2月定例会に係るティータム)



「組合に発注」
県議会に要請
龍頭復元、壺屋陶器組合
火災で焼失した首里城正殿の龍頭棟飾の復元に
向けて、県内の陶工が主体的に関わるよう求め
ている壺屋陶器事業協同
組合の島袋常務理事長ら
が28日、県議会に赤嶺昇
議長を訪ね、県が龍頭棟
飾の制作を同組合に発注
することなどに、県議会
として取り組むよう要請
した。写真。

県は龍頭棟飾の復元に
向けて、平成の復元時に
も携わった県外の制作技
術者と県内若手技術者で
構成する案を示している。
一方で、人材育成や
技術継承の観点から壺屋
陶器事業協同組合などは
県案に反対している。

島袋理事長は「(県案
に向けて)裏で進められ
ている状態だ。一度止め
て再考してほしい。県議
会でも話し合ってもほ
しい」という状況をつくっ
てほしい」と求めた。

赤嶺議長は「誰もが納
得できる形にするため、
県には慎重に進めた方が
良い」と述べた。
(大嶺雅俊)

2023年3月1日 琉球新報

原田さん 募金第1号 那覇、緑化推進へ運動開始

【那覇】森林保全や緑化推進に
役立てる「緑の募金」運動開始式
が1日、那覇市のパレットくも
じ前広場で行われた。今帰仁グ
スク交流センター(沖縄文化ス
ポーツインベーション宮里好一
代表取締役)の原田健太指定管
理者(47)=写真右=が、2023年
度第1号となる募金を行った。

県緑化推進委員会会長の赤嶺
昇県議会議長=同左=は「花と
緑に包まれた美ら島づくりに向
け、全体的に取り組む」とあい
さつ。その後、県職員やミス沖
縄が募金箱を持ち街頭に立ち、



ミニバラの苗木を無料配布し協
力を求めた。募金は5千万円を
目標に4月末まで各地で協力が
呼びかけられる。

原田さんは「今帰仁城跡での
花いっぱい活動を機に、美ら島
の緑化推進に協力し、県民や観
光客の皆さんにも緑化推進の
大切さを伝えていきたい」とコメ
ントした。(新城孝博通信員)

2023年2月19日 琉球新報



表敬(沖縄県漁連)
令和5年1月4日



式典(2023連合沖縄新春の集い)
令和5年1月4日



式典(2023年沖縄観光新春の集い)
令和5年1月4日



要請(2巡目団体に関する要請
沖縄県スポーツ協会)
令和5年1月4日



表敬(JA沖縄中央会等)
令和5年1月4日



式典(令和5年度糸満市新年祝賀会 糸満市)
令和5年1月4日



式典(令和5年浦添市消防出初式)
令和5年1月5日



面談(台北都議事協議 王局長)
令和5年1月5日



式典(2023浦添市新年祝賀会)
令和5年1月5日



式典(沖縄協新春の集い沖縄県建設業協会)
令和5年1月5日



式典(南部地区新年懇話会 南部市町村会・市町村議員会)
令和5年1月10日



式典(沖縄県生活改善推進員連絡協議会30周年記念式典)
令和5年1月14日



式典(復帰50周年沖縄音楽コンサート 沖縄県)
令和5年1月15日



表敬(富士通沖縄支店長)
令和5年1月17日



陳情(不登校児童へ支援制度の確立を求める意見書) さきむちどもの多様な学びを考える会)
令和5年1月18日



式典(令和5年新年賀状交換会 沖縄税理士会)
令和5年1月18日



式典(第31回農力回復放牧沖縄県民大会並びに農力回復減浦添市民総決起大会)
令和5年1月19日



式典(土地区画整理50周年記念式典土地区画整理公社)
令和5年1月19日



陳情(南城市道整備と重なる玉城那覇自動車道の早期整備を求める要請 南城市議会)
令和5年1月20日



現場視察(緑化推進委員会)
令和5年1月20日



式典(令和5年沖縄県スポーツ協会表彰式県スポーツ協会)
令和5年1月20日



式典(令和4年度緑の百樹祭沖縄県緑化推進委員会)
令和5年1月21日



表敬(久保権上白岡隊沖縄地方協力本部長就任挨拶)
令和5年1月23日



表敬(SUP世界王者荒木選手)
令和5年1月23日



陳情(国定公園指定行再編支援事業の継続を求めた国への要請 県観光推進協議会)
令和5年1月23日



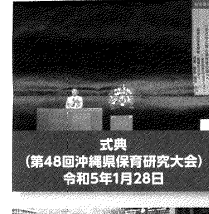
面談(沖縄電力本々社長)
令和5年1月24日



会議(全国都道府県議会議員会総会)
令和5年1月25日



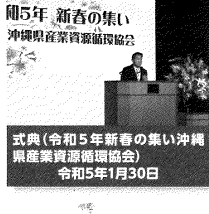
式典(沖縄観光感謝の集い2023in東京)
令和5年1月26日



式典(第48回沖縄県保育研究大会)
令和5年1月28日



陳情(電力値上げ反対に関する陳情沖縄県婦人連合会)
令和5年1月30日



式典(令和5年新春の集い沖縄県産業資源循環協会)
令和5年1月30日



陳情(八重山圏域人工透析医療体制への早急な支援を求める意見書 石垣市議会)
令和5年1月31日



表敬(首里城復興支援会沖縄ウッディフェア実行委員会)
令和5年1月31日



表敬(ハワイ沖縄連合会HUOA)
令和5年1月31日



式典(緑の募金出発式 沖縄県緑化推進委員会)
令和5年2月1日



[議長・副議長]現場視察(陸上自衛隊那覇駐屯地九州議員会総連会)
令和5年2月2日



[議長・副議長]現場視察(第十一管区海上保安本部九州議員会総連会)
令和5年2月2日



[議長・副議長]現場視察(藤手納町九州議員会総連会)
令和5年2月3日



[議長・副議長]現場視察(宜野湾市九州議員会総連会)
令和5年2月3日



式典(北方領土返還要請第41回県民大会)
令和5年2月4日



台北市議会訪問 離島観光局長と意見交換
令和5年2月8日



チャイナエアライン 本社役員との意見交換
令和5年2月9日



台湾東呉大学訪問 意見交換
令和5年2月10日



陳情(建築設計等業務委託の島区制関係格子上げに関する要請 沖縄県建築士事務所協会)
令和5年2月13日



会議(沖縄県町村議会議員会総会 沖縄県町村議会議員会)
令和5年2月13日



表敬(女学沖縄 武蔵女子)
令和5年2月14日



式典(第31回沖縄県民生委員児童委員大会)
令和5年2月16日



会議(各派代表者会)
令和5年2月28日



要請(大規模地震の発生にあたって重傷者救済施設組合への発注要請 重傷者救済施設協議会)
令和5年2月28日



式典(国際旅行社60周年「南洋群島創設の経緯と継承の集い」)
令和5年3月5日



陳情(会計年度任用職員「3年」任用制限の廃止を求める陳情書 沖縄県労働組合総連会)
令和5年3月9日



式典(北方領土に関する全国スピーチコンテスト内閣府北方対策大臣賞受賞報告会)
令和5年3月17日



式典(緑の募金贈呈式 琉球銀行)
令和5年3月22日

県スポ協、国体招致を要請 県議会議長に

県スポーツ協会の渡嘉敷通之理事長らは4日、県議会に赤嶺昇議長を訪ね、2034年の第88回国民スポーツ大会招致に関する要望書を手渡した。同大会は各都道府県が持ち回りで開き、順当に進めば沖縄は、34年の開催が有力となる。

要請で渡嘉敷理事長は、「全国から選手や関係者らが来県し、沖縄の文化や歴史に触れる機会にもなる。また、沖縄の子どもたちに夢や希望を与える」と県内開催の意義を強調した。赤嶺議長も「県内での開催は有意義なこと。全面協力したい」と述べた。



赤嶺昇議長（左から4人目）に要望書を手渡す県スポーツ協会の渡嘉敷通之理事長（同5人目）ら＝4日、那覇市・県議会

2023年1月5日 沖縄タイムス



国際線航空会社 支援継続を要請

那覇空港に就航する国際線航空会社17社で組織する「那覇空港国際線航空会社連絡会」（代表幹事・葦野上海吉祥航空日本支店長）は23日、県議会の赤嶺昇議長を訪ね、国際定期便運航再開支援事業の継続などを求める陳情書を手渡した。赤嶺議長は「いろいろな課題がある」と話した。

赤嶺昇議長（左から3人目）に陳情書を渡す上海吉祥航空の松堂かさね氏（同4人目）ら関係者＝23日、県議会

赤嶺議長は「いろいろな課題がある」と話した。陳情書では①国際定期便運航再開支援事業を2023年度も継続すること②早期検疫体制の見直しと検疫の場所として利用されているゲートエリアの早期返却を国に要請することなどを求めた。また、県に対しては新石垣や下地島空港での検疫再開を那覇検疫所に要請するよう求めた。

香港エクスプレスの大兼連理氏は「台湾や香港などが運航を再開しているが、まだ完全な復旧ではない。観光業界復活に向けた一翼を担えるよう支援継続をお願いしたい」と話した。

2023年1月24日 沖縄タイムス



料金値上げ反対 県議会に要請文

県婦人連合会の與那覇信子会長らは30日、沖縄電力による4月の電気料金引き上げに反対する要請文を県議会の赤嶺昇議長に手渡し、対策を求めた。赤嶺議長は「電気代の値上げは食品や日用品などに価格転嫁されると指摘。『結果的に消費者全体に大きな影響を与える。一緒に行動していく』と強調した。

赤嶺議長は、電気代の値上げは食品や日用品などに価格転嫁されると指摘。結果的に消費者全体に大きな影響を与える。一緒に行動していく」と強調した。

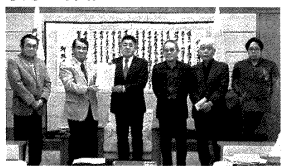
長は「陳情として受理し、2月定例会で議論していきたい」と述べた。連合会は、電気代の高騰による、特に夏場の高齢者の生活に影響が大きいと懸念。節約のために冷房を我慢し、熱中症などで健康を害するケースが想定されると訴えた。

赤嶺議長は、電気代の値上げは食品や日用品などに価格転嫁されると指摘。結果的に消費者全体に大きな影響を与える。一緒に行動していく」と強調した。

2023年1月31日 沖縄タイムス

「任用期限原則3年」撤廃を

県の会計年度任用職員の任用期限を巡り、県労連の東江勇副議長らが9日に県議会を訪れ、任用期限を一律で原則3年とする県の運用方針廃止を求める陳情書を赤嶺昇議長手交した＝写真。



2023年3月10日 沖縄タイムス

会計年度任用職員制度が始まってから本年度末で3年となる。陳情書では、3年目の任期を満了する職員から雇用継続への不安が寄せられているとし、「『3年』に固執することのないよう県に求めた。会計年度任用職員の4年目以上の任用に関して、県は公募期間に応募がなく、公務運営に支障がある場合などは認める例外を設け、1月19日付で関係部署に通知した。一方、県労連側は例外の対象が限られているなどとして、不十分な緩和措置との認識を示した。（大嶺雅俊）



県議会の赤嶺昇議長（前列左から2人目）に陳情書を手渡す共同代表の糸数聖子さん（同左）と浅川晃子さん（同右3人目）＝18日、県議会

県議会の赤嶺昇議長（前列左から2人目）に陳情書を手渡す共同代表の糸数聖子さん（同左）と浅川晃子さん（同右3人目）＝18日、県議会

2023年1月22日 沖縄タイムス

フリースクール 経済支援求める

不登校の子を持つ親やフリースクールの経営者などをつなぐ「おきなわ子ども多様な学びを考える会」が18日、県議会の赤嶺昇議長を訪ね、不登校の子どもの学校外で学ぶためのフリースクールなどの経済的支援を求めた。

同会共同代表の前参議院議員の糸数聖さんは「不登校の実態と行政の支援がかけ離れている」と指摘。赤嶺議長は「県が不登校の子どもたちを支援するために市町村との連携が必要。今後も継続的に話し合いを」と話した。フリースクールの支援に関する陳情は全面的な動きだという。問い合わせは電話090（80693）6145。（社会部・松田駿太）

2023年1月22日 沖縄タイムス

資料購入費

10	04-05-06	WTU	3,075	シンホウ04かツツマン
2	04-06-06	WTU	3,075	シンホウ05かツツマン
7	04-07-05	WTU	3,075	シンホウ06かツツマン
12	04-08-05	WTU	3,075	シンホウ07かツツマン
3	04-09-05	WTU	3,075	シンホウ08かツツマン
6	04-10-05	WTU	3,075	シンホウ09かツツマン
11	04-11-07	WTU	3,075	シンホウ10かツツマン
2	04-12-05	WTU	3,075	シンホウ11かツツマン
7	05-01-05	WTU	3,075	シンホウ12かツツマン
23	05-02-06	WTU	3,075	シンホウ01かツツマン
4	05-03-06	WTU	3,075	シンホウ02かツツマン
8	05-04-05	WTU	3,075	シンホウ03かツツマン

326

資料購入費

充当総額 ¥36,900 4～3月 12ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)

※ 口座振替

資料購入費

9	04-05-09	WTU	3,075	タイム04ツキマキミナチ
10				
11				
12	04-06-07	WTU	3,075	タイム05ツキマキミナチ
13				
14	04-07-07	WTU	3,075	タイム06ツキマキミナチ
15				
16				
17	04-08-08	WTU	3,075	タイム07ツキマキミナチ
18				
19	04-09-07	WTU	3,075	タイム08ツキマキミナチ
20				
21				
22	04-10-07	WTU	3,075	タイム09ツキマキミナチ
23				



年月日	記号	金額	差引残高	備考
1	04-11-07	WTU	3,075	タイム10ツキマキミナチ
2				
3				
4	04-12-07	WTU	3,075	タイム11ツキマキミナチ
5				
6				
7	05-01-10	WTU	3,075	タイム12ツキマキミナチ
8				
9	05-02-07	WTU	3,075	タイム01ツキマキミナチ
10				
11				
12				
13	05-03-07	WTU	3,075	タイム02ツキマキミナチ
14				
15	05-04-07	WTU	3,075	タイム03ツキマキミナチ
16				

資料購入費

充当総額 ¥36,900 4~3月 12ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)

※ 口座振替

事務所費

家賃 80,066

15 04-06-07 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 4.5月分

家賃

80,066

23 04-08-08 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 6.7月分

7 04-10-07 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 8.9月分

家賃 80,066

15 04-12-07 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 10.11 *

家賃 80,066

1 05-02-07 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 12.1 *

家賃 80,066

9 05-04-07 WTU (2970) 83,036 事務所賃料 2.3 *

事務所費

充当額 ¥17,820

充当総額

¥17,820 3~4月分 4ヶ月分

充当割合

10/10 (政務活動のための専用事務所水道料)

※ 口座振替

事務所費

水道 2970

6	04-04-07	WTU (80,066)	83,036	事務所費 4月分
7	04-05-09	WTU	80,066	事務所費 5月分

水道 2970

15	04-06-07	WTU (80,066)	83,036	事務所費 6月分
18	04-07-07	WTU	80,066	事務所費 7月分

水道 2970

23	04-08-08	WTU (80,066)	83,036	事務所費 8月分
4	04-09-07	WTU	80,066	事務所費 9月分

水道 2970

7	04-10-07	WTU (80,066)	83,036	事務所費 10月分
---	----------	--------------	--------	--------------

12	04-11-07	WTU	80,066	事務所費 11月分*
----	----------	-----	--------	---------------

水道 2970

15	04-12-07	WTU (80,066)	83,036	事務所費 12月分
----	----------	--------------	--------	--------------

水道 2970

19	05-01-10	WTU	80,066	事務所費 1月分
1	05-02-07	WTU (80,066)	83,036	事務所費 2月分*
5	05-03-07	WTU	80,066	事務所費 3月分*

事務所費 充当額 ¥960,792

充当総額 ¥960,792 4~3月 12ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所家賃)

※ 口座振替

事務所費

3	04-05-18	WTU	4月分	2,633	オキワテ"ツヨク	5ツキ
6	04-06-16	WTU	5月分	2,177	オキワテ"ツヨク	6ツキ
19	04-07-19	WTU	6月分	2,389	オキワテ"ツヨク	7ツキ
1	04-08-17	WTU	7月分	2,481	オキワテ"ツヨク	8ツキ
5	04-09-16	WTU	8月分	3,665	オキワテ"ツヨク	9ツキ
8	04-10-18	WTU	9月分	4,177	オキワテ"ツヨク	10ツキ
3	04-11-16	WTU	10月分	3,544	オキワテ"ツヨク	11ツキ
6	04-12-16	WTU	11月分	3,240	オキワテ"ツヨク	12ツキ
22	05-01-20	WTU	12月分	3,696	オキワテ"ツヨク	1ツキ
2	05-02-16	WTU	1月分	2,182	オキワテ"ツヨク	2ツキ
7	05-03-16	WTU	2月分	2,276	オキワテ"ツヨク	3ツキ
16	05-04-18	WTU	3月分	2,580	オキワテ"ツヨク	4ツキ

事務所費 充当額 ¥35,040

充当総額 ¥35,040 4~3月 12ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所電気料)

※ 口座振替

事務所概要申告表

議員名

赤嶺 昇

1. 物件の所在

住 所	浦添市安波茶3-5-2
電話番号	(098)875-3374

2. 所有区分

自宅兼事務所
 自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 [(有) 共信ハウジング]

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

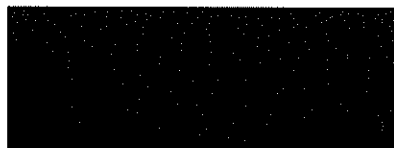
賃借人 沖縄県議会議員

赤嶺 昇



賃借人 氏名

住所



事務所費充当状況申告表

議員名 赤嶺 昇

1. 事務所の状況

住 所	浦添市安波茶3-5-2
-----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明:

当該事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当該月は充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)		80,000円		
その他	口座振替手数料	66円		
		円		

(充当額)

家賃(月額)		80,000円		
その他	口座振替手数料	66円		
		円		

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



参考様式-③

令和3年度 事務所概要記録簿

議員名: 赤嶺 昇

- 1 所在地 住 所 浦添市安波茶3-5-2
電話番号 (098)875-3374
延べ床面 96 m²
- 2 所有区分
 自宅兼事務所
 専用事務所
 自己所有物件
 賃借事務所 所有者 (親族 ・ 関連会社 ・ 第三者)
 賃貸借契約先 【
 その他 【]
- 3 他用務との兼用の有無
 有 (後援会事務所 ・ 政党事務所 ・ その他 [])
 無
- 4 按分の積算
 使用実態による按分(使用面積、使用時間による)
 使用面積 事務所全体面積 m² (A)
 (内、政務調査活動に使用する面積 m² (B))
 使用時間 事務所使用時間 時間 (A)
 (内、政務調査活動に使用する時間 時間 (B))
 按分率 (B) / (A) =
- 活動状況に応じた按分(使用実態が明確に区分できない場合)
 1/2
 その他 []
- 5 主な経費の支出
- | | | | | | |
|--------|-----------------------------|-----|-----|-----------------------------|-----|
| ・賃料 | <u>80,066</u> | 円/月 | 按分後 | <u> </u> | 円/月 |
| ・[人件費] | <u> </u> | 円/月 | 按分後 | <u> </u> | 円/月 |
| ・[] | <u> </u> | 円/月 | 按分後 | <u> </u> | 円/月 |
- 6 その他の特記事項

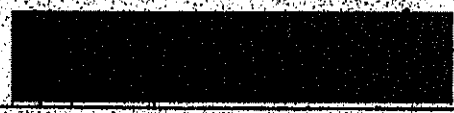
注 必要な個所を記入し、□の該当する項目にレ点又は■を、また、選択する事項を○で囲んでください。

事務所費

契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃貸借契約書

貸主：(以下「甲」といふ)と借主：(以下「乙」といふ)
 店舗・事務所賃貸借契約書 (以下「本契約」といふ) に基づいて、以下の条件で本
 契約を締結した。

名称	東武東上線 2階 201号室		
所在地	埼玉県浦和区東浦和3-5-2		
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 階建		
面積	59.50 m ²		
付帯設備			
使用目的	事務所		
賃料	月額 円	敷金 (賃料の1ヶ月分) 円	70000
管理費・共益費	月額 円		
駐車料金	月額 円	借家人賠償責任保険	カ年
	円		
保証金	円		
契約期間	平成26年6月11日から平成28年6月10日迄の1年間		
借主の解約権	解約の有効は、借主が申入れをした日から30日をもって発生する		
(3) 支払方法	1. 口座振替	2. 振込払い	3. 持参払い
	持参先		
	振込先	金融機関名	普通当座NO.
	名義人		
賃料は毎月7日に前払いするものとする。			
電話番号	NO.	本	
氏名又は勤務先			
住所又は所在地			
電話番号			

事務所費

(賃貸借の目的物)
第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するとおりとする。

(契約期間)

第2条 1. 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
2. 甲及び乙は、借據の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 乙は、頭書(2)に記載するとおり店舗・事務所を目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 1. 乙は、頭書(2)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。
2. 1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。但し、契約の解約及び解除、消滅の場合には日割計算はしないものとする。
3. 乙は、頭書(2)に記載に基づき解約の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 甲及び乙は、次の各号のいずれに該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。
一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当になった場合
二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料が不当になった場合
三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合

(管理費・共益費等)

第5条 1. 乙は、頭書(2)に記載する管理費・共益費及び雑費(以下「管理費等」という。)を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。
2. 前項の管理費等は、頭書(2)に従い支払わなければならない。
3. 管理費等は、1ヵ月に満たない期間の場合であっても1ヵ月分を支払うものとする。
4. 甲及び乙は、管理費等が第4条第4項に規定する事由により不当となつたときは、協議の上管理費等を改定することができる。
5. 電気・ガス・水道及び電話その他の専用設備にかかる費用金は乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。
6. 衛生・防火・防犯その他乙として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所・上下水道等の故障について乙の使用方法に原因あるときは、乙の負担とする。

8. 乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。

(敷金)

第6条 1. 乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れられるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理費その他の債務と相殺することができる。

3. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

4. 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月数が相当額とする。

5. 甲は本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の〇%を償却分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1年以内の解約の場合は違約金として〇%を差し引き乙に返還しなければならない。

6. 甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、請求回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 1. 乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は、一部につき賃借権の譲渡、転賃若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくはほむ以外の名称を表示してはならない。
3. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
4. 代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす。

5. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは修繕等又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

6. 乙は、甲の書面による承諾なく鏡(シリンダー鏡を含む)の追加設置・交換・複製をしてはならない。

7. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、三、四、五、六については甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

- 一、銃砲刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 三、猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物を飼育すること
- 四、階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
- 五、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 六、立ち入り禁止区域に立ち入ること

(借主の管理義務)

- 第8条 1、乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2、乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3、乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4、契約締結と同時に甲は、乙が同居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた頭書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

- 第9条 1、乙の住所・氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
- 2、乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・勤務先・電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
- 3、乙は、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
- 4、本物件が自然力その他原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
- 5、乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
- 6、乙が、法人の場合はにおいて、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合、直ちに登記簿謄本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

に通知しなければならない。

(修繕)

- 第11条 1、甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2、前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3、本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て修繕を命ずるものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

- 第12条 1、乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一、頭書(2)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 - 二、乙が本契約の各条項に違反した場合
 - 三、同居申込書の内容に虚偽の事実が認められた場合

2、乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合は、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、乙又はその同居人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと思われる場合
- 二、乙又はその同居人に黄騒音、荒奔など警察の介入を生じさせる行為があった場合
- 三、乙又はその同居人が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの実行下にあるものと判明した場合
- 四、乙又はその同居人が暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの実行下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣居住者の平和を害するおそれのある行為があった場合
- 五、乙又はその同居人が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを拒否した場合
- 3、天災・地災・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、青果卸売計画・公共事業等により本物件が取用又は使用を制限され、本契約が継続することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

- 第13条 1、乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書(2)を甲に本

契約を解約することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヵ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第14条 1. 乙は、本契約が終了する日までに、(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)本契約を明渡しなければならぬ。この場合において、乙は、乙又はその同居人、関係者の故意又は过失の行為により、本物件又は本物件の属する建物に盗損、汚損、故壊その他の損害(通常使用に伴い生じた損耗を除く)を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならぬ。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は乙の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。2. 乙は本物件の明渡しをするときは乙は本物件の明渡し日とその10日前迄に通知し立会日を協議しなければならぬ。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く。3. 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。4. 明渡しについては、乙は必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の清算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。乙の都合で留守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

第15条 1. 甲及び甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、適宜な処置を講ずることができる。2. 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲及び甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。3. 本契約終了後において、本物件を貸借しようとする者又は、本物件を借り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

第16条 1. 乙は本契約より生じる債務の支払いが遅滞した場合には、1日につき金一円の遅延損害金を支払わなければならない。2. 乙が明渡しを遅滞したときは、甲に対して賃貸借契約が解除された日は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日迄の間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。3. 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の

属する建物に盗損、汚損、故壊、その他の損害を生じさせたときは、乙は過剰なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならぬ。

4. 甲はその責よらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の使用を不能にする非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わぬ。

(立退料等の請求禁止)

第17条 1. 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・賠償及び償品等の買取り費等の名目の如何を問わず、一切の請求をすることはできない。

(連帯保証人)

第18条 1. 丙は、乙と連帯して、合意更新、法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。2. 丙は、丙の引受を証する実印を捺印するために、印鑑証明書を送付しなければならぬ。3. 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと思つたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(雑 則)

第19条 甲及び乙は、本契約並びにこの約款に定めがない事項あるいは条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

第20条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(特約事項)

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書一通を作成し、各自
その1通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主 (甲) 住所: [Redacted] 氏名: [Redacted]

貸主代理人 宅建建物取引業者 免許証番号 () 第 [Redacted] 号
所在地 [Redacted]
商号・代表者氏名 [Redacted]

宅建建物取引主任者 登録番号 () 第 [Redacted] 号
氏名 [Redacted]

借主 (乙) 住所: 沖繩県那覇市牧港2-40-9 氏名: 有教子

連帯保証人 (丙) 住所: [Redacted] 氏名: [Redacted]

連帯保証人 (丙) 住所: [Redacted] 氏名: [Redacted]

媒介業者 宅建建物取引業者 免許証番号 () 第 [Redacted] 号
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町 [Redacted]
商号・代表者氏名 有限会社 共信入 代表取締役 仲原 [Redacted]

宅建建物取引主任者 登録番号 [Redacted] 氏名 [Redacted]

管理受託者 〒903-0801 沖縄県那覇市首里末吉町 [Redacted]
所在地 有限会社 共信入 代表取締役 仲原 [Redacted]

事務費

04-07-11	WTU 5・6月分	4,758	テコワ0988753374	
04-09-12	WTU 7・8月分	4,758	テコワ0988753374	
04-11-10	WTU 9・10月分	4,757	テコワ0988753374	
05-01-10	WTU 11・12月分	4,756	テコワ0988753374	
05-03-10	WTU 1・2月分	4,756	テコワ0988753374	



4

主 目 已 記号 差引残高 備考

251

事務費 充当額 ¥23,785
 充当総額 ¥23,785 5・6/7・8/9・10/11・12/1・2月 10ヶ月分
 充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所電話料金)
 ※口座振替

事務費

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2022年 4月分	8,442円	2022年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 5月分	8,728円	2022年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 6月分	8,400円	2022年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 7月分	8,445円	2022年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 8月分	8,708円	2022年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 9月分	8,486円	2022年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年10月分	8,702円	2022年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年11月分	8,458円	2022年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年12月分	8,511円	2022年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 1月分	8,468円	2023年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 2月分	8,487円	2023年 2月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 3月分	8,391円	2023年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	102,226円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月21日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費 充当額 ¥51,371

充当総額 ¥51,371 4~3月 12ヶ月分

充当割合 1/2 (政務活動のための兼用携帯電話料金)
 合計102,746円の1/2 51,373円以下